

平成20年度下半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成20年6月30日
ソニー生命保険株式会社

平成20年度下半期(平成20年10月～平成21年3月)にお支払いしたご契約、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約の件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳(個人保険)

平成20年度下半期

(単位:件)

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
お 支 払 い 非 該 当	詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	8	0	0	0	8	2	125	70	0	7	204
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	19	1	0	0	20	5	11	5	0	0	21
	支払事由非該当	0	0	42	1	43	0	122	3,278	10	23	3,433
	その他	0	0	0	0	0	0	4	4	0	9	17
お支払い非該当件数合計	27	1	42	1	71	7	262	3,357	10	39	3,675	
お支払い件数合計	1,850	24	88	377	2,339	957	48,782	33,667	25	4,789	88,220	

上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。計上基準の移行にともない対象期間が半期分の件数になっておりますが、次回以降は四半期分となります。

四半期ごとの時系列推移表(個人保険)

	お支払い 件数合計	お支払非該当 件数合計
平成20年度		
第3四半期	45,565件	1,965件
第4四半期	44,994件	1,781件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成20年度下半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
特約の無効	診断給付金	「脳腫瘍」により総合医療保険のご請求をいただきました。 事実確認の結果、「特定疾病診断給付金特約のがん給付の責任開始期」()の前日までに悪性新生物(がん)と診断確定されていたことが判明したため、特約は無効とし、特定疾病診断給付金はお支払いいたしませんでした。 なお、事実確認により告知義務違反はないことが確認できましたので、主契約の入院給付金と手術給付金をお支払いいたしました。 がん給付の責任開始期は、特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
支払事由に非該当	がん入院給付金	被保険者は、「全身性アミロイドーシス」により入院のうえ、多発性骨髄腫に対して使用する抗がん剤での治療を受けられ、がん保険のがん入院給付金をご請求いただきました。 しかしながら、抗がん剤を使用した治療ではあるものの、罹患された疾病である「全身性アミロイドーシス」自体は、がん保険の支払事由対象である悪性新生物には該当しないため、がん入院給付金はお支払いいたしませんでした。
免責事由に該当	災害死亡保険金	被保険者は、軽トラックを運転中の事故により亡くなられたとして災害死亡保険金をご請求されましたが、事故状況を確認したところ、血中アルコール濃度が法令に定める酒気帯び運転の基準を超える数値であったことが判明しました。 このため、災害死亡保険金の免責事由である「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当することから、災害死亡保険金はお支払いいたしませんでした。 なお、普通死亡保険金につきましては、当該免責事由にあたらないため、お支払いいたしました。

以上